

第3号議案 廃棄物処理施設関連

3－1 産業廃棄物処理施設の位置の許可（東京都決定）について〔東京都からの意見照会〕

上記の議案を提出する。

平成30年3月7日

提 出 者 足 立 区 長 近 藤 弥 生

本件産業廃棄物処理施設の位置の許可（東京都決定）について、東京都より意見照会があったので、都市計画上支障の有無について回答する。

（提案理由）

東京都が建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の位置の許可を行うにあたり、足立区に意見照会があった。この意見照会に対して回答するため、足立区都市計画審議会に提案する。

許可の理由書

1. 施設の種類・名称

産業廃棄物処理施設

株式会社要興業 鹿浜リサイクルセンター

2. 理 由

産業廃棄物処理施設は、建築基準法第51条により都市計画においてその敷地の位置が決定していなければ、新築、増築又は用途変更ができない。ただし、東京都の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合には、新築、増築又は用途変更が可能となる。

当該申請の施設は、事業主体である株式会社要興業が、平成12年に建築基準法第51条の許可を取得して、粗大ごみ等の再生利用のための分別や破碎処理の施設を稼動している。今回、処理能力や処理品目の変更はないが、老朽化した機械の入れ替えを行い、敷地の拡張や一部建物の更新を行う等の変更により、東京都知事宛に建築基準法第51条の許可申請がなされたものである。このため、東京都から足立区に意見照会があり、この意見照会に対して回答するため足立区都市計画審議会に付議するものである。

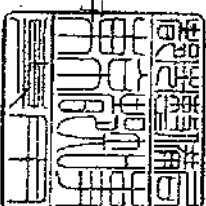
本許可申請にあたり、町会や隣接住民への説明を行ったところ、特に施設（変更）に反対する意見はなかった。また、東京都環境局との協議の上で生活環境影響調査を実施しており、周辺環境に与える影響は軽微であり、事業者が実行可能な範囲内で低減されていると評価されている。

29 都市建指第 553 号
平成 29 年 11 月 30 日

足立区長 近藤 弥生 殿

東京都知事

小池 百合子



建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく許可申請に関する照会

平素より、東京都の建築行政にご協力を賜り、ありがとうございます。
さて、平成 29 年 11 月 27 日付けで、下記の物件につきまして、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく許可申請がなされました。

本件は都市計画区域内の廃プラスチック類及び木くずの破砕施設であり、都市計画においてその敷地の位置が決定していないため、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づき、今回の申請となったものです。

本申請の許可に際しまして、都市計画上の見地から、貴区の意見について伺います。

申請概要

1. 施設建築物の用途：破砕処理施設 (廃プラスチック類及び木くずの破砕施設)
2. 申請者
：株式会社要興業 代表取締役 藤居 秀三
東京都豊島区池袋 2-14-8
3. 敷地の位置
：東京都足立区堀之内 1-14-4 ほか
4. 回答期限
：平成 30 年 4 月 6 日
5. 関係書類
：別紙のとおり

担当

東京都都市整備局市街地建築部
建築指導課 中村
TEL 03-5388-3372



産業廃棄物処理施設の計画
(建築基準法第51条ただし書きの規定による特定行政庁の許可)

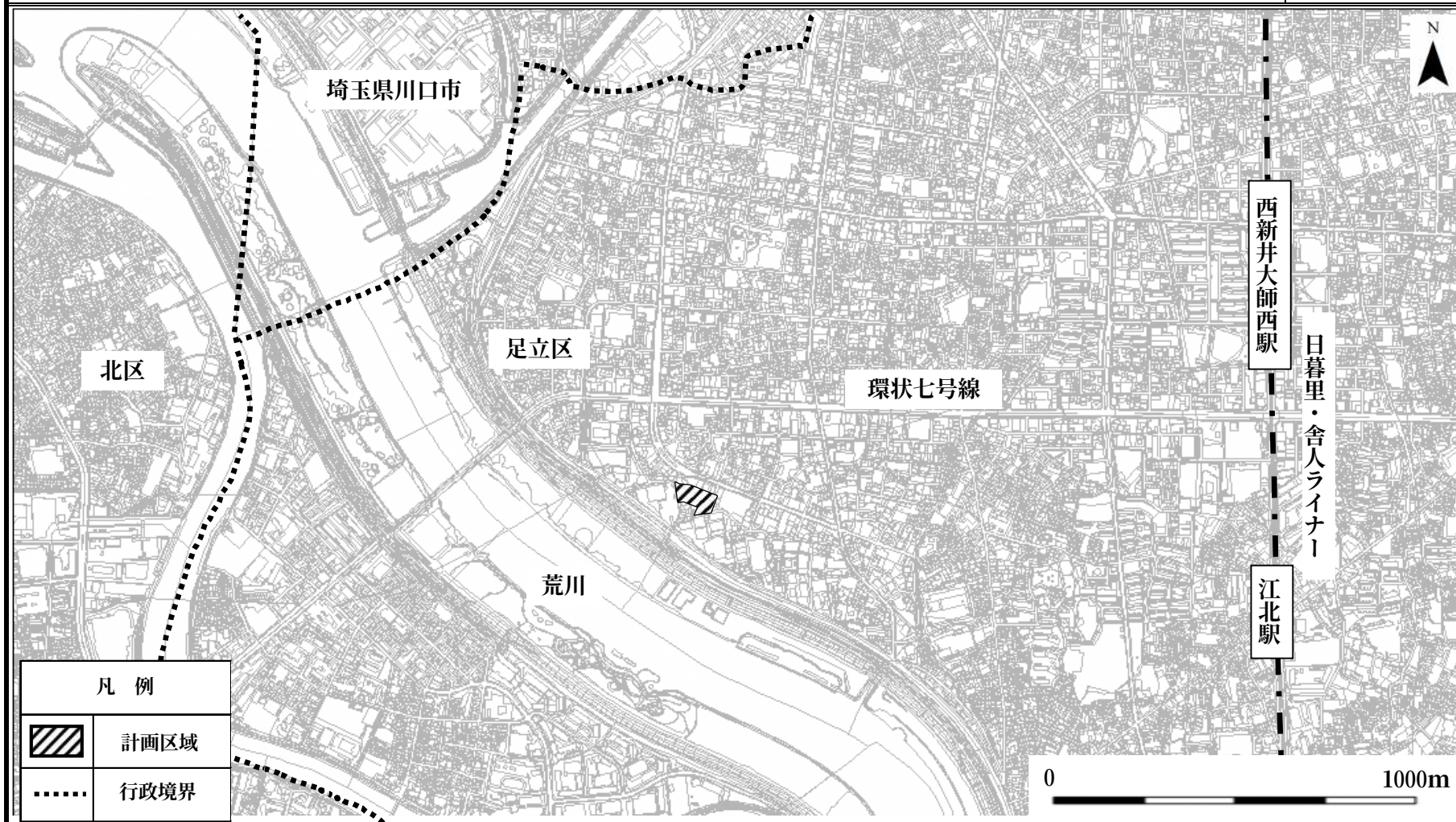
名 称	位 置	面 積	事 業 主 体	備 考	理 由
株式会社要興業 鹿浜リサイクルセンター	東京都足立区堀之内一丁目地内	約0.4ha	株式会社要興業	処理能力 廃プラスチック類 13.48t/日 木くず破砕 26.96t/日 混合破砕 40t/日	産業廃棄物を適正に処理することにより、最終処分に至るごみの減量及び資源のリサイクルの向上を図るため、建築基準法第51条ただし書きの規定により、本施設の計画が都市計画に支障があるか否かについて、東京都都市計画審議会に付議する。

「位置は計画図表示のとおり」

建築概要

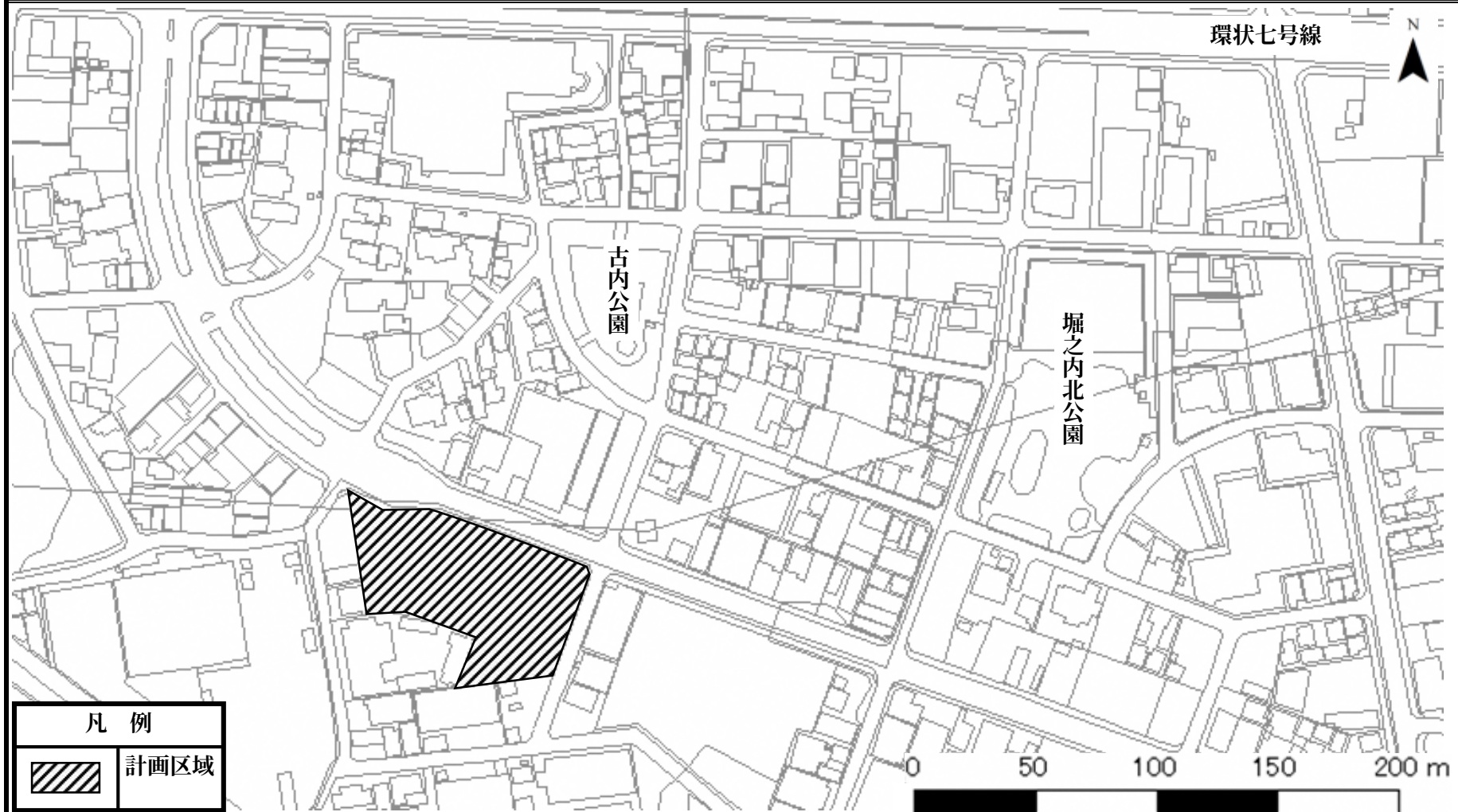
名 称	事 項	備 考
株式会社要興業 鹿浜リサイクルセンター	構造 工場棟A：鉄骨造 地上2階（新規） 工場棟B：鉄骨造 地上2階（既存） 事務所棟：鉄骨造 地上2階（新規） 建築面積 約2,246㎡ 延べ面積 約2,706㎡ 建築物の高さ 約17m	

株式会社要興業 鹿浜リサイクルセンター 位置図



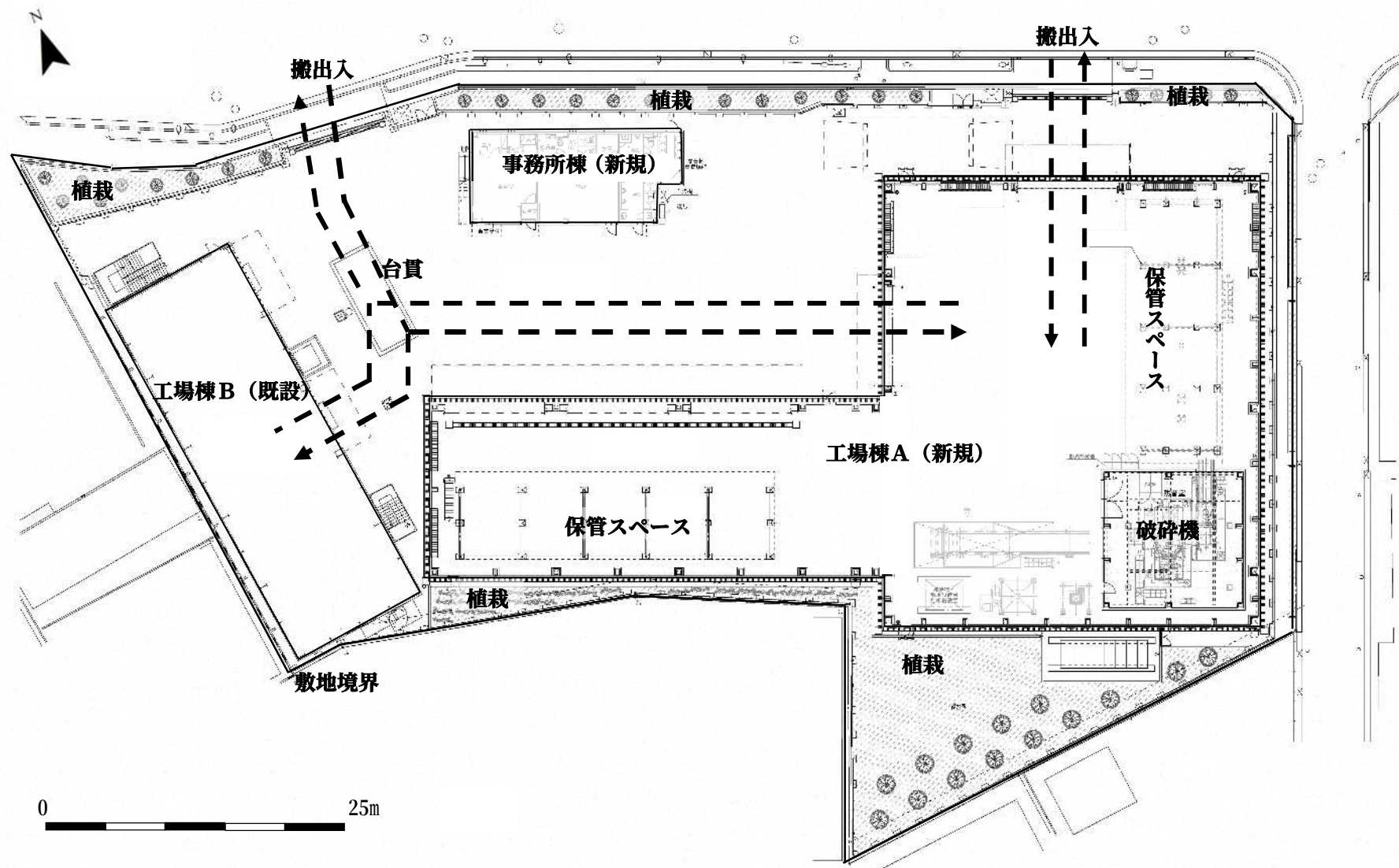
この地図は、国土地理院長の承認（平成 24 関公第 269 号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を複製（29 都市基交第 600 号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

株式会社要興業 鹿浜リサイクルセンター 計画図



この地図は、国土地理院長の承認（平成24関公第269号）を得て作成した東京都地形図（S=1：2,500）を複製（29都市基交第600号）して作成したものである。無断複製を禁ずる。

株式会社要興業 鹿浜リサイクルセンター 参考図1 (施設配置図)



株式会社要興業 鹿浜リサイクルセンター 参考図2 (完成予想図)



第3号議案 廃棄物処理施設関連

3-2-1 入谷八丁目一般廃棄物処理施設の位置の許可（足立区決定）について

上記の議案を提出する。

平成30年3月7日

提 出 者 足 立 区 長 近 藤 弥 生

本件一般廃棄物処理施設の位置について、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき許可する。

（提案理由）

一般廃棄物処理施設の位置の許可を行うにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるため、提案する。

許可の理由書

1. 施設の種類・名称

一般廃棄物処理施設
株式会社トベ商事 第2作業所

2. 計画概要

- 1) 位 置 足立区入谷八丁目13番1号
- 2) 敷地面積 1,332.00㎡
- 3) 施設内容
 - ア) 建築物 構造:鉄骨造 地上2階(既存) 建築面積:894.43㎡ 延べ面積:972.86㎡ 高さ:7.725m
 - イ) 処理能力 一般廃棄物 40.32t(合計処理能力)

3. 理 由

処理能力5t以上の一般廃棄物処理施設は、建築基準法第51条により都市計画においてその敷地の位置が決定していなければ、新築、増築又は用途変更ができない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合には、新築、増築又は用途変更が可能となる。

事業主体である株式会社トベ商事は、当該地の第2作業所において、平成19年より、産業廃棄物である廃プラスチック等の圧縮梱包及びガラス陶器の破碎処理を建築基準法第51条の許可が不要な範囲で行ってきた。

今回、一部の機械の入れ替えを行い、従前の産業廃棄物の処理に加え一般廃棄物の処理について、足立区の一般廃棄物の処理計画に位置づけられる内容で処理内容及び処理能力の変更を計画した。このことにより、一般廃棄物の処理量が5t以上となるため、許可を取得する必要が生じた。

本許可申請にあたり、町会や隣接住民及び周辺住民への説明を行ったところ、特に施設に反対する意見はなかった。また、東京都環境局との協議の上で生活環境影響調査を実施しており、周辺環境に与える影響は軽微であり、事業者が実行可能な範囲内で低減されていると評価されている。さらに、特定行政庁および関係課は現地調査を行い「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置の許可基準」(平成27年3月25日決定)に適合していることを確認した。

4. 申請地の位置（第2作業所）

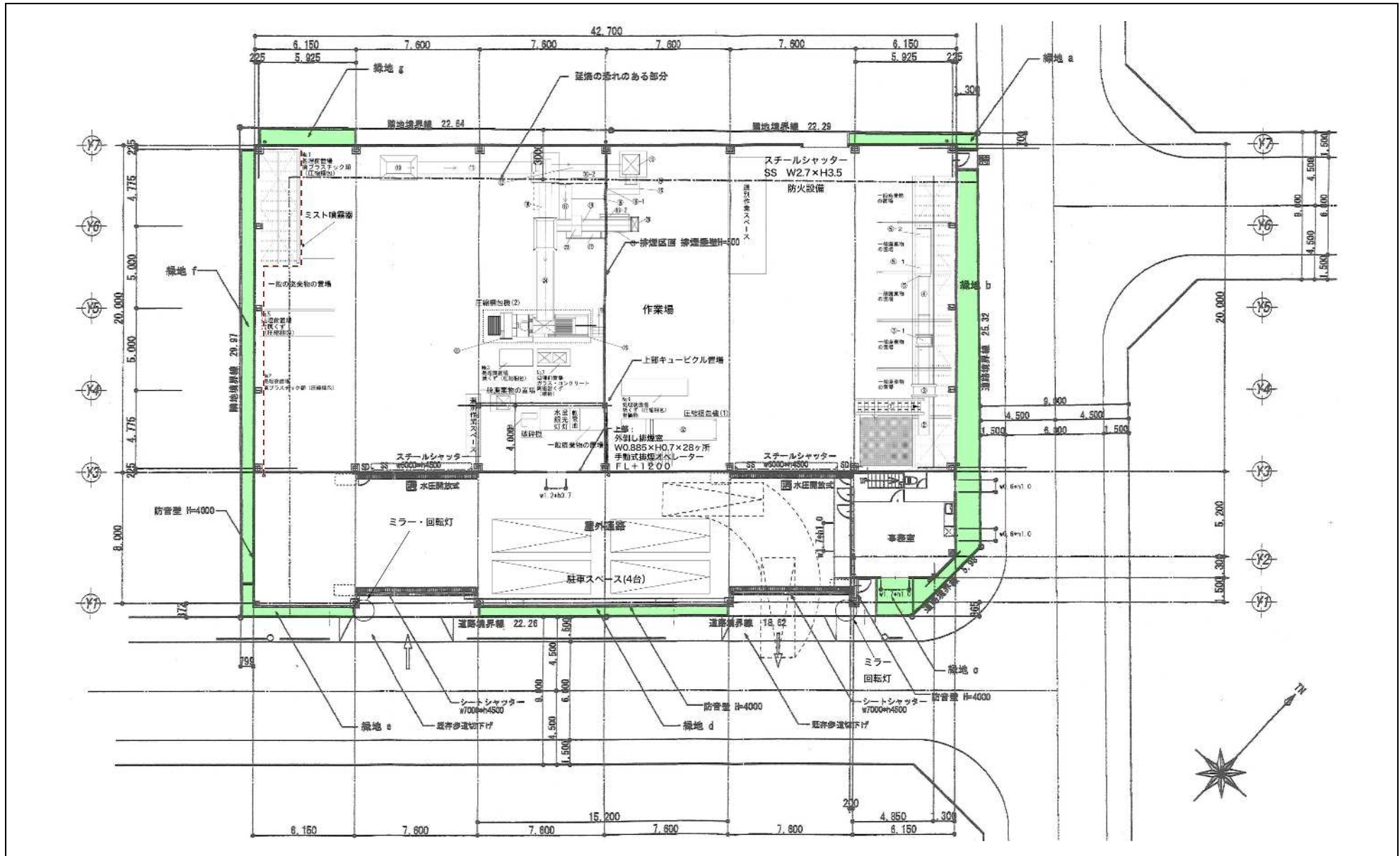
都市計画 用途地域図

足立区全体図



★ 許可申請地（足立区入谷八丁目13番1号）

5. 申請施設 (配置図)



第3号議案 廃棄物処理施設関連

3－2－2 入谷九丁目一般廃棄物処理施設の位置の許可（足立区決定）について

上記の議案を提出する。

平成30年3月7日

提 出 者 足 立 区 長 近 藤 弥 生

本件一般廃棄物処理施設の位置について、建築基準法（昭和25年5月24日法律第201号）第51条ただし書の規定に基づき許可する。

（提案理由）

一般廃棄物処理施設の位置の許可を行うにあたり、建築基準法第51条ただし書の規定に基づき、足立区都市計画審議会の議を経る必要があるため、提案する。

許可の理由書

1. 施設の種類・名称

一般廃棄物処理施設

株式会社トベ商事 第8作業所

2. 計画概要

1) 位 置 足立区入谷九丁目4番5号

2) 敷地面積 1,174.22㎡

3) 施設内容

ア) 建築物 構造:鉄骨造 地上1階(既存) 建築面積:821.06㎡ 延べ面積:793.43㎡ 高さ:8.7m

イ) 処理能力 一般廃棄物 39.8t(合計処理能力)

3. 理 由

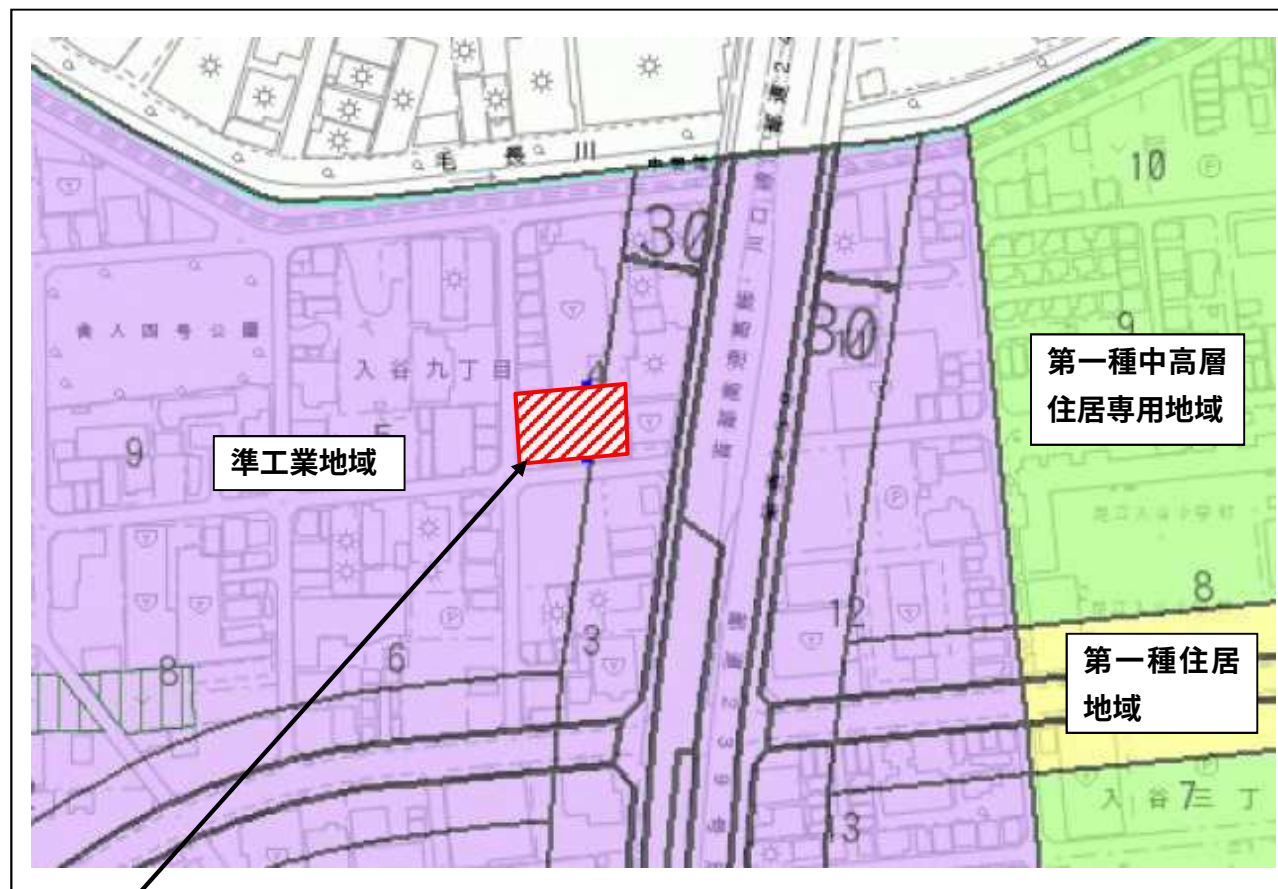
処理能力5t以上の一般廃棄物処理施設は、建築基準法第51条により都市計画においてその敷地の位置が決定していなければ、新築、増築又は用途変更ができない。ただし、特定行政庁が都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障ないと認めて許可した場合には、新築、増築又は用途変更が可能となる。

事業主体である株式会社トベ商事は、当該地で第8作業所を平成12年より、産業廃棄物であるペットボトルの圧縮梱包及び破碎処理を許可が不要な範囲で行うとともに、行政委託及び容器リサイクル法で許可が不要なペットボトルの破碎処理を行ってきた。

今回、機械の入れ替えを行い、容器リサイクル法によるペットボトルの破碎処理を取りやめ、従前の産業廃棄物の処理に加え一般廃棄物の処理について、足立区の一般廃棄物の処理計画に位置づけられる内容で処理内容及び処理能力の変更を計画した。このことにより、一般廃棄物の処理量が5t以上となるため、許可を取得する必要性が生じた。

本許可申請にあたり、町会や隣接住民及び周辺住民への説明を行ったところ、特に施設に反対する意見はなかった。また、東京都環境局との協議の上で生活環境影響調査を実施しており、周辺環境に与える影響は軽微であり、事業者が実行可能な範囲内で低減されていると評価されている。さらに、特定行政庁および関係課は現地調査を行い「建築基準法第51条ただし書の規定に基づく一般廃棄物処理施設の位置の許可基準」(平成27年3月25日決定)に適合していることを確認した。

都市計画 用途地域図



★ 許可申請地（足立区入谷九丁目4番5号）

5. 申請施設（配置図）

